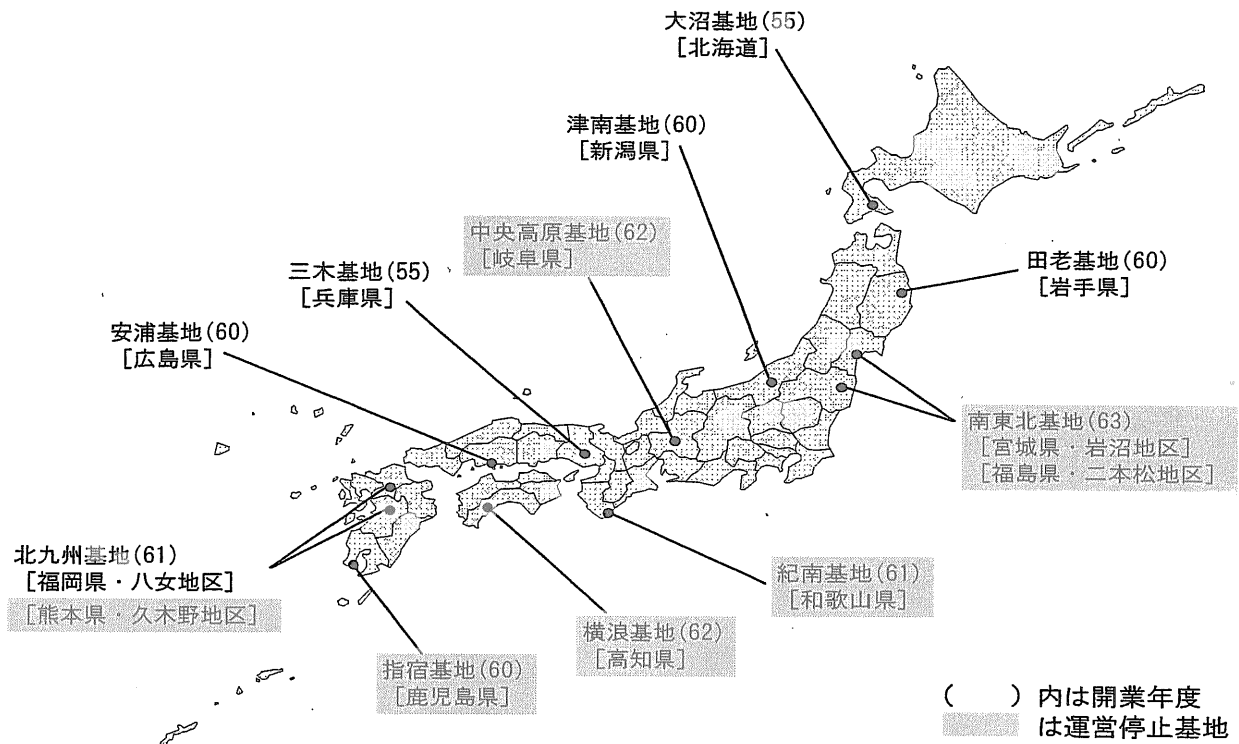


【大規模年金保養基地（グリーンピア）事業】

1.	大規模年金保養基地（グリーンピア）について	P 1
2.	大規模年金保養基地の運営形態について	2
3.	大規模年金保養基地年度別利用状況（基地別年度別）	3
4.	大規模年金保養基地に関する経費負担について	4
5.	大規模年金保養基地（グリーンピア）の譲渡方法	5
6.	大規模年金保養基地の譲渡状況	6
7.	グリーンピア事業に関する主な経緯	7

# 大規模年金保養基地（グリーンピア）について

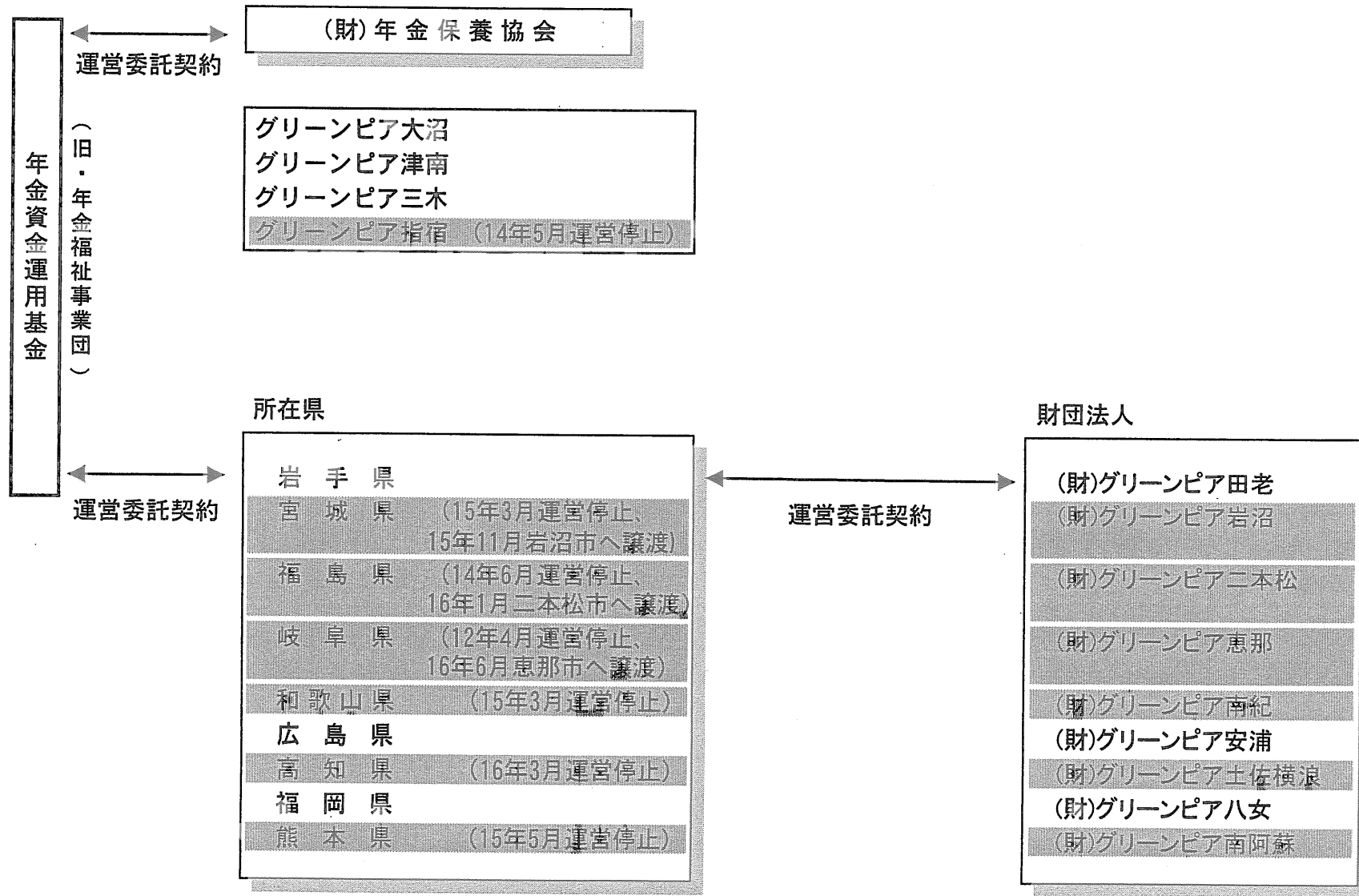
- 被保険者、年金受給者等のための保養施設として、旧年金福祉事業団（現：年金資金運用基金）が13ヶ所設置し、地方自治体等に委託して運営。
- 平成13年12月の特殊法人等整理合理化計画（閣議決定）において、「平成17年度までに廃止、特に赤字施設についてはできるだけ早期に廃止する」とされた。  
また、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）により、平成17年度末をもって廃止することとされた。
- 公的施設として引き続き活用されるよう、まず施設所在道県等への譲渡について調整し、それが見込めない場合には民間への譲渡を進める方針。



## 【譲渡・運営停止の状況】

岩沼基地	平成15年3月末運営停止。平成15年11月に岩沼市へ譲渡。
二本松基地	平成14年6月末運営停止。平成16年1月に二本松市へ譲渡。
中央高原基地	平成12年4月末運営停止。平成16年6月に恵那市へ譲渡。
横浪基地	竜地区を平成12年8月に学校法人明德義塾へ譲渡。他の地区を平成16年3月末運営停止。現在、須崎市に譲渡引受けを打診中。
紀南基地	平成15年3月末運営停止。現在、那智勝浦町等に譲渡引受けを打診中。
久木野基地	平成15年5月末運営停止。現在、久木野村に譲渡引受けを打診中。
指宿基地	平成14年5月末運営停止。平成16年9月、民間企業へ譲渡予定。
その他の基地	所在道県等に対し、譲渡引受けを打診中。

# 大規模年金保養基地の運営形態について



は運営停止基地

## 大規模年金保養基地年度別利用状況（基地別年度別）

（単位：千人）

基地名		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	累計
大沼	日帰者	184	189	183	163	148	2,953
	宿泊者	52	52	53	49	45	598
	計	235	240	236	212	193	3,551
津南 [新潟県]	日帰者	90	78	71	63	75	2,485
	宿泊者	87	82	88	82	76	1,610
	計	176	161	158	144	151	4,095
三木 [兵庫県]	日帰者	178	214	313	354	339	6,751
	宿泊者	69	70	71	70	70	1,845
	計	247	284	384	423	409	8,596
指宿 [鹿児島県]	日帰者	67	79	75	16	0	2,362
	宿泊者	66	59	66	7	0	1,171
	計	132	138	141	23	0	3,533
田老 [岩手県]	日帰者	86	79	74	57	53	1,846
	宿泊者	38	35	34	40	39	932
	計	124	115	108	97	91	2,778
南東北 (岩沼地区) [宮城県]	日帰者	86	77	80	65	0	1,411
	宿泊者	27	26	23	28	0	423
	計	113	103	103	93	0	1,834
南東北 (二本松地区) [福島県]	日帰者	150	154	160	51	0	1,854
	宿泊者	38	43	40	9	0	531
	計	188	197	200	60	0	2,385
中央高原 [岐阜県]	日帰者	59	4	0	0	0	1,207
	宿泊者	25	3	0	0	0	372
	計	84	8	0	0	0	1,580
紀南 [和歌山県]	日帰者	134	130	106	82	0	1,914
	宿泊者	27	25	24	20	0	515
	計	161	155	130	102	0	2,429
安浦 [広島県]	日帰者	133	128	132	123	123	4,069
	宿泊者	39	38	42	43	46	773
	計	172	166	174	166	169	4,842
横浪 [高知県]	日帰者	44	43	38	33	26	1,804
	宿泊者	20	19	18	20	25	326
	計	64	62	56	53	51	2,130
北九州 (八女地区) [福岡県]	日帰者	148	132	118	107	96	2,653
	宿泊者	32	31	31	29	27	588
	計	179	164	149	136	122	3,241
北九州 (久木野地区) [熊本県]	日帰者	96	89	88	57	12	1,814
	宿泊者	46	46	42	37	7	748
	計	142	135	130	93	19	2,562
合計	日帰者	1,453	1,398	1,439	1,170	871	33,123
	宿泊者	565	530	531	432	335	10,432
	計	2,018	1,928	1,970	1,602	1,205	43,555

（注）大規模年金保養基地の運営は、大沼、津南、三木及び指宿の4か所は財団法人年金保養協会に、その他の9か所は所在県に委託され、それぞれ独立採算で運営。

中央高原基地は平成12年4月末、指宿基地は平成14年5月末、南東北基地(二本松地区)は平成14年6月末、南東北基地(岩沼地区)及び紀南基地は平成15年3月末、北九州基地(久木野地区)は平成15年5月末、横浪基地は平成16年3月末に運営停止。

## 大規模年金保養基地に関する経費負担について

- 基地の建設に要した費用のうち、1,914億円については、財政融資資金から借り入れ、年金特別会計の負担によって償還中であり、平成17年度までに償還を終える方針。

要償還額（元利合計）	3,508億円
昭和49年度から平成15年度までの償還済み額	2,803億円

- 上記のほか、固定資産税、森林維持管理等に要する経費として、平成15年度までに、年金特別会計から242億円を支出。

平成16年度は13億円を予算計上し、平成17年度は譲渡の進展に応じて減少の見込み。

- 基地別の累積収支状況（平成15年度末）

（単位：百万円）

大沼 (北海道)	津南 (新潟県)	三木 (兵庫県)	指宿 (鹿児島県)	田老 (岩手県)	岩沼 (宮城県)	二本松 (福島県)	中央高原 (岐阜県)	紀南 (和歌山県)	安浦 (広島県)	横浪 (高知県)	八女 (福岡県)	久木野 (熊本県)	合計
△ 309	1,189	182	△ 817	219	△ 73	△ 122	△ 73	△ 104	103	△ 1,249	101	138	△ 815

※ 基地従業員の人件費、光熱費等の運営経費については、赤字が生じても、基地の運営を委託された地方自治体又は（財）年金保養協会が負担。

## 大規模年金保養基地（グリーンピア）の譲渡方法

- 各基地に係るこれまでの経緯と地域に果たしてきた役割等を踏まえ、公的な施設として引き続き活用されるよう、まずは、地方公共団体等への譲渡を優先。

地方公共団体等に譲渡する際、①譲渡引受けの規模、②譲渡後の用途の公共性の度合い及び当該用途への供用期間、③雇用の確保といった条件の充足度合いに応じて、時価評価額から最大5割の減額を行った価格で譲渡。

- 地方公共団体等への譲渡が見込めない場合には、公募による競争入札を行い、民間団体へ譲渡。

## 大規模年金保養基地の譲渡状況

### 【横浪基地（高知県）】

- 基地の一部（竜地区）を平成12年8月4日に学校法人明德義塾に譲渡。  
譲渡後、学校施設（国際学科）として活用。
- 譲渡価格は、4億8,200万円。  
（長期の公共的利用などの条件を満たすものとして、不動産鑑定評価による時価評価額から5割の減額を行ったもの。  
なお、建設に要した費用は27億3,700万円。）

### 【岩沼基地（宮城県）】

- 平成15年11月25日に宮城県岩沼市に譲渡。  
譲渡後、スポーツ施設は市が運営し、宿泊施設は民間業者が運営。
- 譲渡価格は、3億685万円。  
（長期の公共的利用などの条件を満たすものとして、不動産鑑定評価による時価評価額から5割の減額を行ったもの。  
なお、建設に要した費用は78億8,300万円。）

### 【二本松基地（福島県）】

- 平成16年1月15日に福島県二本松市に譲渡。  
譲渡後、温泉保養館等は市が運営し、宿泊施設は特別養護老人ホームとして活用される予定。
- 譲渡価格は、3億1,155万円。  
（長期の公共的利用などの条件を満たすものとして、不動産鑑定評価による時価評価額から5割の減額を行ったもの。  
なお、建設に要した費用は80億7,500万円。）

### 【中央高原基地（岐阜県）】

- 平成16年6月30日に岐阜県恵那市に譲渡。  
譲渡後、自然環境学習、健康増進、里山保存・体験及び地域交流等のための施設を整備して活用される予定。
- 譲渡価格は、1億5,600万円。  
（長期の公共的利用などの条件を満たすものとして、不動産鑑定評価による時価評価額から5割の減額を行ったもの。  
なお、建設に要した費用は99億0,843万円。）

## グリーンピア事業に関する主な経緯

事業を取り巻く状況・提言など	事業の実施状況
<p>昭和 40 年代 高度成長が続き、余暇の有効利用をめぐる議論が活発となる中で、余暇活動に必要な公的施設に対する需要が増大</p>	
<p>昭和 47 年 6 月 国民年金法等改正時の附帯決議（衆議院・参議院） 「年金積立金の管理運用については、被保険者の意向が十分反映されるようにし、運用用途の明確化、有利運用の確保及び被保険者の福祉のため運用する部分の拡充につき大幅な改善を行うこと」</p>	<p>昭和 47 年 10 月 厚生大臣が「大規模年金保養基地構想」を発表 年金受給者に生きがいのある有意義な生活を送るための場を提供するとともに、勤労者やその家族の健全かつ有効な余暇利用に資することを目的として、大規模な保養のための総合施設を設ける構想を発表</p>
	<p>昭和 47 年 10 月 厚生大臣の私的諮問機関として「大規模年金保養基地設置懇談会」を発足 保養基地の構想を具体化するため、建築、都市工学、医学、社会保障等各界の有識者 14 名からなる懇談会を発足</p>
	<p>昭和 47 年 12 月 同懇談会が「大規模年金保養基地の設置に関する中間報告」をとりまとめ 「近年における国民一般を対象とした新しい福祉対策への需要の高まりにかんがみ、保養基地の開発については年金制度の大幅改善と相まって早急にその具体化が実現されるべきである。」</p>
<p>昭和 48 年 9 月 年金福祉事業団法を一部改正（10 月 1 日施行） 年金福祉事業団の業務に「保養のための総合施設の運営」を追加</p>	<p>昭和 50 年 7 月 厚生省が「大規模年金保養基地の設置及び運営に関する全体基本計画」を決定 各基地の基本的な計画の策定、13ヶ所の基地の設置及び運営等について、全体基本計画を決定</p>



<p>昭和 59 年 1 月 行政改革に関する当面の実施方針について(閣議決定) 「大規模年金保養基地について、建設中の基地以外の新設は今後行わず、かつ、その運営をすべて民間又は地方公共団体に委託する。」</p>	<p>昭和 55 年以降 13 基地が順次開業</p>
<p>平成 7 年 2 月 「特殊法人の整理合理化について」(閣議決定) 「大規模年金保養基地については、地元の意向を踏まえつつ、県に運営委託している施設の県への譲渡等地域利用を図る。」</p>	<p>平成 7 年 7 月 基地の譲渡等地域利用の意向調査取りまとめ 運営委託道県に対して基地の譲渡等地域利用に係る調査を行い、全ての道県が「譲渡の受入れは困難」と回答</p>
<p>平成 9 年 6 月 「特殊法人の整理合理化について」(閣議決定) 「大規模保養基地からは撤退する。」</p>	<p>平成 9 年 7 月 基地資産の取得について検討を依頼 運営委託道県に対して基地資産の取得の検討を依頼し、全ての道県が「引き受け困難」と回答</p>
<p>平成 12 年 3 月 「年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律」が成立(平成 13 年 4 月 1 日施行) 年金資金運用基金において基地資産の譲渡を行い、それまでの間、基地の運営又は資産管理を実施</p>	<p>平成 12 年 4 月 基地業務からの撤退に関する基本指針(厚生省) 公的施設として引き続き活用されるなど一定の条件の下に地方公共団体等に譲渡する場合、不動産鑑定評価による時価から減額を行うこと等</p>
<p>平成 13 年 12 月 「特殊法人等整理合理化計画」(閣議決定) 「17 年度までに廃止し、特に自己収入で運営費さえも賄えない施設については、できるだけ早期に廃止する。」</p>	<p>平成 12 年以降 基地の運営停止及び譲渡を順次実施</p>
<p>平成 16 年 6 月 「年金積立金管理運用独立行政法人法」が成立 平成 17 年度末に事業を廃止</p>	<p>平成 16 年 9 月現在 7 基地の運営を停止し、このうち 3 基地及び 1 基地の一部を譲渡済み</p>